桐生市立桜木中学校いじめ防止基本方針

桐生市立桜木中学校 平成26年3月策定 平成30年3月改正

1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識について

いじめは、人権侵害であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な 影響を与え、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子供にも起こり得る」という基本認識に立ち、保護者等との連携を蜜にし、いじめを絶対許さない学校づくりに全力で取り組む。いじめの未然防止及び早期発見に重点を置き、いじめ事案が発生した場合には迅速かつ適切にこれに対処するため、桐生市立桜木中学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) いじめの未然防止について

桜木中学校のすべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、自己存在感や充実感を 感じられる場所づくりとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる居場所 づくり、学校づくりを進めていくことでいじめの未然防止につながると考える。

(3) いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる場合もある。けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。また、生徒や保護者が相談しやすい雰囲気や環境を作っていくことでいじめの早期発見につながると考える。

(4) いじめの解消について

いじめがあることが発見された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保及び状況確認等を行うとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等の対応を組織的に行うこと、また、家庭への連絡や必要に応じた関係機関との連携を行う、さらに、その後、被害者やその家族に寄り添った対応を行うことで解消につながると考える。

2 いじめ防止等のための組織

(1) 組織の構成員等

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会 を開催する。構成員は以下のとおりとし、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期 的検証を行う。

<「桜木中学校いじめ防止対策委員会」構成員>

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員

- ※必要に応じて、担任、部活動顧問、各学年生徒指導担当、各学年教育相談担当などを構成員に加える。
- ※「桜木中学校いじめ防止対策委員会」に相当する組織として生徒指導教育相談部会(校長、教 頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、各学年代表、養護教諭、スクールカウンセラー、 教育相談員、特別支援教育コーディネーター)を位置付け、週1回定例会として開催する。

(2) 活動の概要

- ア 本いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成・実行・検証・修正を行 う。
- イ いじめの相談・通報の窓口になり、早期発見及び解決のための取組を組織的に行う。
- ウ 毎月「学校生活アンケート」を実施し、生徒のいじめ等にかかわる実態把握と分析を行う。
- エ いじめの疑いや生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有を行う。
- オ いじめの疑いに関わる情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及 び保護者との連携等、対応方針を決定する。
- カ 重大事態が疑われる事案が発生したときに、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査 を行い、その原因がいじめにあるか否かの判定をする。
- キ 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のために取組を推進する。
- ク 生徒主体のいじめ防止活動の指導・支援を行い、生徒や家庭に向けて、いじめ防止の啓発活動 を実施する。
- ケ 関係機関、専門機関と連携する。
- コ 教職員に対していじめ防止にかかわる研修を行う。
- サ 「桜木中学校いじめ緊急対応マニュアル」の見直し・改訂を行う。

3 いじめの防止等に関する措置

表1に示すとおり、年間を通じたいじめ防止等のための取組を実施することにより、いじめの防止 等を図る。

表 1 桐生市立桜木中学校いじめ防止に関する年間計画

教職員の取組内容 生徒会の取組内容 ○「学校経営方針(本年度の努力点)」におけるいじめ防止に関 ・生徒会本部が、いじめ防止活動 計画案を作成 する取組の校長説明〔第1回職員会議〕 月 ○桐生市立桜木中学校いじめ対策委員会の開催 ・あいさつ運動の実施 ○いじめ防止にかかわる研修の実施・「桐生市立桜木中学校いじ ・いじめ防止ポスター作成・掲示 め防止に関する年間計画」についての共通理解 生徒会オリエンテーションで、 生徒会本部から、いじめ防止活動の取組の説明、会員一人ひと ○いじめを許さない学校づくりを宣言する校長講話〔始業式・ 入学式] りが充実した学校生活を送れる ○人間関係づくり、学級目標の設定、学級のルールづくり〔学 よう互いに尊重し合い生活する 級活動] ○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔入 よう、いじめ防止の呼びかけ ・相談ポストの周知 学式・保護者会・学年通信・桜木中Webページ等〕 ○家庭訪問の実施 ・専門委員会におけるいじめ防止 活動の計画・実施(前期)・ピア・サポートトレーニングの ○学校生活アンケートの実施と分析 ○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換 ○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウン 開始(前期) セラーだよりの発行 ○桜木地区学校連携を進める会連絡会議(校長部会)の開催 ※桜木中·桜木小·神明小·桐生南高校 【春のいじめ防止強化月間】 ・あいさつ運動の実施 ○桐生市立桜木中学校いじめ対策委員会の開催 ・生徒総会の開催 ○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔P ※生徒主体のいじめ防止活動 TA総会・学年通信・桜木中Webページ等] 「考えよう相手の立場 ○いじめ対策事業 (hyper-QU検査) の実施 伝えよう自分の気持ち」の提案 ○家庭訪問の実施 ※いじめ防止スローガンの募集 ○生徒主体のいじめ防止活動の支援 •決定(前期) ○いじめ防止にかかわる道徳授業の実践 ・生徒会「いじめについて考える ○インターネットを介したトラブル防止の取組〔総合学習〕 アンケート①」の実施・活用 ・いじめ防止スローガン (前期) ○学校生活アンケートの実施と分析 ○教育相談の実施 の周知〔生徒集会〕

	○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウンセラーだよりの発行○桜木地区学校連携を進める会連絡会議(教頭・担当者合同部会)の開催	
6 月	○桐生市立桜木中学校いじめ対策委員会の開催 ○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・桜木中Webページ等〕 ○生徒主体のいじめ防止活動の支援 ○学校行事等を通した人間関係づくり〔東京校外学習、修学旅行〕 ○学校生活アンケートの実施と分析 ○教育相談の実施 ○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換 ○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウンセラーだよりの発行 ○桜木地区学校連携を進める会懇談会・懇親会 ※桜木中・桜木小・神明小・桐生南高校・桜木幼	・あいさつ運動の実施
7 月	○桐生市立桜木中学校いじめ対策委員会の開催 ○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・桜木中Webページ等〕 ○生徒主体のいじめ防止活動の支援 ○学校生活アンケートの実施と分析 ○教育相談の実施 ○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換 ○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウンセラーだよりの発行 ○第1回学校評価の実施・結果分析	・あいさつ運動の実施 ・生徒会「いじめについて考えるアンケート①」の結果報告・活動充実のための呼びかけ 〔生徒集会〕
8 月	○桐生市立桜木中学校いじめ対策委員会の開催 ○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・桜木中Webページ等〕 ○生徒主体のいじめ防止活動の支援 ○学校生活アンケートの実施と分析 ○教育相談の実施 ○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換 ○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウンセラーだよりの発行	・あいさつ運動の実施
9 月	○桐生市立桜木中学校いじめ対策委員会の開催 ○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・桜木中Webページ等〕 ○生徒主体のいじめ防止活動の支援 ○学校行事等を通した人間関係づくり〔榛名高原学校〕 ○学校生活アンケートの実施と分析 ○教育相談の実施 ○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換 ○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウンセラーだよりの発行	・あいさつ運動の実施
10 月	○桐生市立桜木中学校いじめ対策委員会の開催 ○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・桜木中Webページ等〕 ○生徒主体のいじめ防止活動の支援 ○学校行事等を通した人間関係づくり〔体育祭、職場体験学習〕 ○学校生活アンケートの実施と分析 ○教育相談の実施 ○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換 ○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウンセラーだよりの発行	・あいさつ運動の実施 ・いじめ防止スローガンの募集・ 決定(後期) ・専門委員会におけるいじめ防止 活動の振り返り(後期) ・専門委員会におけるいじめ防止 活動の計画・実施(後期) ・ピア・サポートトレーニングの 開始(後期) ・いじめ防止スローガン(後期) の周知[生徒集会]
11 月	○桐生市立桜木中学校いじめ対策委員会の開催 ○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学 年通信・桜木中Webページ等〕 ○生徒主体のいじめ防止活動の支援	・あいさつ運動の実施

○学校行事等を通した人間関係づくり〔校内合唱コンクール、 校内マラソン大会] ○三者面談の実施 ○人権集会・校長による人権講話 [全校集会] ○人権集中学習の実施 ○学校生活アンケートの実施と分析 ○教育相談の実施 ○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換 ○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウン セラーだよりの発行 【冬のいじめ防止強化月間】 ・あいさつ運動の実施 ○桐生市立桜木中学校いじめ対策委員会の開催 ・生徒会「いじめについて考える 月 ○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学 アンケート②」の実施・活用 年通信・桜木中Webページ等] ・桜木中校区内小中合同あいさつ ○人権集中学習の実施 運動の実施 ○生徒主体のいじめ防止活動の支援 ・いじめ防止標語の募集、発表 ○いじめ防止にかかわる道徳授業の実践 ○学校生活アンケートの実施と分析 ○教育相談の実施 ○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換 ○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウン セラーだよりの発行 ○第2回学校評価の実施・結果分析 ○桐生市立桜木中学校いじめ対策委員会の開催 ・ あいさつ運動の実施 月 ○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学 生徒会「いじめについて考える 年通信・桜木中Webページ等] アンケート②」の結果報告・活 ○生徒主体のいじめ防止活動の支援 動充実のための呼びかけ ○学校行事等を通した人間関係づくり 〔校内書き初め大会〕 [生徒集会] ○学校生活アンケートの実施と分析 ○教育相談の実施 ○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換 ○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウン セラーだよりの発行 ○桐生市いじめ防止子ども会議 ○桐生市立桜木中学校いじめ対策委員会の開催 ・あいさつ運動の実施 月 ○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学 ・専門委員会におけるいじめ防止 年通信・桜木中Webページ等] 活動の振り返り (後期) ○生徒主体のいじめ防止活動の支援 ○学校行事等を通した人間関係づくり〔校内百人一首大会〕 ○道徳教育の推進 ○学校生活アンケートの実施と分析 ○教育相談の実施 ○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換 ○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウン セラーだよりの発行 ○桐生市立桜木中学校いじめ対策委員会の開催 ・あいさつ運動の実施 ○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学 ・生徒会におけるいじめ防止活動 年通信・桜木中Webページ等] の振り返り・次年度に向けて ○生徒主体のいじめ防止活動の支援 ○学校行事等を通した人間関係づくり [卒業式] ○道徳教育の推進 ○桜木地区学校連携を進める会連絡会議(担当者部会)の開催 ○学校生活アンケートの実施と分析 ○教育相談の実施 ○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換 ○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウン セラーだよりの発行 ○第3同学校評価の実施

(1) いじめの未然防止のための取組

- ア 「桐生市立桜木中学校いじめ防止に関する年間計画」を作成し、年間を通して長期的、総合 的にいじめ防止等のための取組を行う。
- イ 生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら活動できる集 団づくりに努める。
- ウ 日々の授業や道徳教育を充実させることで、生徒の充実感・達成感や「豊かな心」の育成につなげ、生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進める。特に配慮が必要な生徒については、日常的に該当生徒の特性や背景を踏まえた適切な支援を行う。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ア 教職員は普段からカウンセリングマインドで生徒と接するなど、相談しやすい雰囲気づくりに 努める。
- イ いじめを早期に発見するために、生徒の変化に気づいたり、気づいた情報を確実に共有する 方法などについて考え、実践する。
- ウ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に 着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- エ 普段から生徒の生活を把握するためのアンケートや定期的な個人面談等を実施する。
- オ 日常の生徒観察、学校生活アンケート、生徒指導教育相談部会における情報交換や協議等 を通して、いじめの早期発見に努める。
- カ スクールカウンセラーや教育相談員等と連携を図り、相談しやすい環境を整える。

(3) いじめの解消のための取組

- ア いじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに「桜木中学校いじめ防止対策委員会」 で組織的に対応し、学級担任が一人で抱え込むことがないようにする。
- イ 措置を行う際には、一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅 速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどについて十分配慮 する。
- ウ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- エ 謝罪をもって安易に解消とせず、いじめに係わる行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3ヶ月)継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できた場合に解消とする。

(4) 重大事態発生時の対応

- ア 重大事態が発生した場合は、直ちに桐生市教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。「桜木中学校いじめ緊急対応マニュアル」、桐生市いじめ防止基本方針、群馬県いじめ防止基本方針(群馬県 平成25年度12月)、「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定 平成25年10月)等に基づき、必要に応じて関係機関との連携を取り、「桜木中学校いじめ防止対策委員会」を中心とした校内組織で迅速かつ適切に対応する。
- イ 学校が調査を行う場合は、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。また、 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適 切に情報を提供する。
- ウ 調査結果を桐生市教育委員会に報告するとともに、調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の 事態の発生防止のために必要な取組を進める。

4 関係機関との連携

深刻ないじめの場合、桐生市教育委員会、桐生市青少年センター、警察、児童相談所、医療機関、 桐生市子育て支援課等の地域団体等と連携をして、いじめの解消を図る。

5 保護者との連携

学校は、いじめが発見されたときだけでなく、平素より定期的に保護者と連携を図り、いじめ防止等のための取組を行う。

(1) 平素における保護者との連携

ア 家庭訪問、三者面談、PTA活動、部活動保護者会等のあらゆる機会を利用して、保護者との 連携を十分図るようにする。

イ 学校Webページ、学年通信、カウンセラーだより等を通した適切な情報提供に努めるとともに、積極的に地域行事等に参加することにより、連携を深めるものとする。

ウ インターネットによるいじめについて、保護者に広く啓発を行い、家庭での目配りや指導を依頼する。

(2) いじめられている生徒の保護者との連携

ア いじめの事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に 伝える。

イ 学校として徹底的に生徒を保護・支援して心配や不安を取り除き、いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。

ウ 対応の経過をきめ細かに伝え、生徒の様子等についての情報を保護者から得る。

(3) いじめている生徒の保護者との連携

ア いじめの事実が明らかになった時点で、速やかに学校で把握した事実を正確に伝える。

イ いじめを受けた生徒の状況を伝えていじめの深刻さについての理解を得るとともに、いじめて いる生徒の家庭における状況等の情報を保護者から得る。

ウ いじめ事案解消のための指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める とともに、継続的に指導・支援を行う。

6 評価の実施

学校評価にいじめ防止の取組にかかわる評価項目を設定し、客観的にいじめ防止等のための取組に対する評価を行い、生徒・保護者・教職員・第三者による評価や意見を分析することを通して、PD CAサイクルに基づいて随時改善に努める。